

令和7年度集团指導説明資料

障害者支援課 施設事業担当

強度行動障害者支援事業

障害福祉サービスを必要とする方の中には、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、他人を叩いたり物を壊すなど、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている方がいます。

名古屋市では、そのような強度行動障害のある方に対する高度な専門知識・支援技術を習得した「強度行動障害者専門支援員」の派遣事業を始め、事業所からの相談窓口の設置や事業所職員の研修事業など、強度行動障害者支援にかかる総合的な事業を実施しています。

強度行動障害者支援事業

強度行動障害者相談支援事業

無料

- ・事業所において、強度行動障害のある方にかかる対応や支援方法について何かお困り事がありましたら、ご相談ください。
- ・専任の相談員が、対応させていただきます。

【相談窓口】

TEL:052-613-7660
(月～金=9:00～17:00)

* 祝日等除く



強度行動障害者支援事業

強度行動障害者専門支援員派遣事業

無料

- ・対応困難な強度行動障害のある方の支援などにお困りの事業所に対し、専門支援員の派遣を行います。その支援方法を職員の皆さんと一緒に考え、行動障害の軽減と職員の皆さんの知識、支援技術の向上を図ります。
- ・派遣についてのご相談は、強度行動障害者支援事業事務局までお願いします。



強度行動障害者支援事業

新規受け入れサポート事業

無料

- ・在宅等の強度行動障害のある方の事業所等における新規受入の円滑化を図るため、受入調整の段階から専門支援員をケース会議の場等に派遣し、支援方法の検討や情報共有を行います。
- ・新規に強度行動障害のある方を受け入れる事業所等に専門支援員を派遣し、事業所職員の研修や受入れに必要な環境整備を支援します。

強度行動障害者支援事業

地域づくりサポート事業

無料

・関係機関との連携や、各区自立支援連絡協議会等への参加や助言、学習会の実施等を通じて、強度行動障害の理解促進を図り、強度行動障害のある方の支援に係る地域の体制づくりをサポートします。



強度行動障害者支援事業

強度行動障害者専門支援員派遣の例

「利用者さんに行動障害があり、支援方法に困っている」

「事業所職員の支援スキル向上のため、学習会を開いて欲しい」

「在宅の強度行動障害のある方を新たに受け入れるので、円滑な受入の為に、受入調整の段階から支援方法の検討に参加して欲しい」

お困りのことがありましたら、気軽にご相談ください。

名古屋市強度行動障害者支援事業事務局
(TEL:613-7660 FAX:613-7688)

強度行動障害者支援事業

強度行動障害支援者養成研修事業(基礎・実践)

受講料
必要

- ・国のカリキュラムに沿った強度行動障害のある方に対する支援技術の向上のための研修です。
- ・基礎的知識から技術的な事まで体系的に障害に対する理解やアプローチ方法を学ぶことができます。
- ・研修日程(2日間)については、ウエルネットなごやに掲載予定です。



強度行動障害者支援事業

講演会・事例発表会など

無料

- ・強度行動障害のある方への支援に役立つ専門家による講演会や専門支援員や障害福祉サービス事業所による事例発表会を開催しています。
- ・過去の講演会等は、障害者支援課のYouTubeチャンネルにて動画を配信しておりますので、お役立てください。ウェルネットなごやの中にある「名古屋市強度行動障害者支援事業」のサイトからも視聴できます。

強度行動障害者受入環境整備補助

1 趣旨

強度行動障害のある方の受入に必要な環境整備を行うために必要な工事等に係る経費の一部を補助し、ハード面での支援の充実を図るもの。

2 補助対象工事等

- ・ 壁の衝撃吸収材化
- ・ ガラスの亚克力板への取り換え
- ・ その他、受入に必要な備品等の購入 等

3 補助額

対象経費の実支出額 × 3 / 4 と補助基準額（600千円）とを比較して少ない方の額

4 その他

当該補助金の交付申請にあたっては、「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用が必要となりますので、事前に必ず以下までご相談ください。

名古屋市強度行動障害者支援事業事務局（TEL:613-7660 FAX:613-7688）

強度行動障害者受入補助金

1 趣旨

生活介護を提供する事業所が、強度行動障害のある方の安全確保及び障害の軽減を図り、事業所の円滑な運営を確保するとともに、事業所における強度行動障害者の受入れをより一層促進するため、人件費等を補助するもの。

2 補助要件

- ① 定員に対する強度行動障害者の受入割合20%以上
- ② 人員配置体制加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを算定していない
- ③ 直接処遇職員を「強度行動障害者の受入人数×0.2人」以上、人員配置基準人数に加えて配置
人員配置体制加算Ⅳの算定事業所は、加算要件の人員配置基準に加えて「強度行動障害者の受入人数×0.2人」以上配置
- ④ 行動障害軽減のためのケース会議を月1回以上
- ⑤ 名古屋市強度行動障害者支援事業における「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用が必要となります。

3 補助基準額

強度行動障害のある方1人当たり2,000円/日
ただし、重度障害者支援加算（個人加算あり）の場合は、補助対象外とする。

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援拠点事業とは

- ・名古屋市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、グループホームに短期入所を組み合わせた、「地域生活支援拠点事業所」を整備し、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の確保を行っている。また、地域生活支援拠点事業所を補完する事業所としてそれぞれの機能を担う「地域生活支援推進事業所」の登録を進めている。
- ・これら事業所と各区障害者基幹相談支援センターが連携することで、障害者の地域生活を支援している。

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援拠点事業所

- ・原則、グループホームに短期入所2床以上併設した事業所で、「お助けショートステイ」と「お試しグループホーム」を実施する。
- ・令和6年度より、全市域を対象範囲としている。

<お助けショートステイ>

- ・短期入所1床を緊急受入用として確保し、介護者の外出や体調不良等により一時的に支援することが出来ない時など、ちょっとしたお困りごとが起こった場合に短期入所で受入を行います。
- ・緊急時に円滑に受け入れを行えるよう、事前登録を進めています。事前登録については、お住まいの区の基幹相談支援センターにご相談ください。

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援拠点事業所

<お試しグループホーム>

・グループホーム1床を体験用として確保し、家族と暮らしている方や、施設に入所、精神科病院に入院している方で、将来の一人暮らしを検討する際に、グループホームの体験を行うことができます。

<地域生活支援拠点事業所の開設事業者募集>

・名古屋市では、地域生活支援拠点事業所の整備を進めています。

募集の際はウェルネットなごやに掲載します。(次回は令和8年7月頃予定)

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援推進事業所

・拠点事業所を補完する事業所として、障害者基幹相談支援センター等の要請により事業所の対応できる範囲で「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能を担う。

<報酬上の取扱い>

・地域生活支援推進事業所に登録した障害福祉サービス事業所については、障害福祉サービス報酬において「地域生活支援拠点等」の加算等を算定できるものとする。

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援推進事業所

・地域生活支援推進事業所が算定できる加算等の例

サービス種別等	加算	内容と単位
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	緊急時対応加算	通常に加算に +50単位/日
短期入所	「地域生活支援拠点等の 場合」の加算	利用を開始した日に100単位 一定の条件を満たす場合更に+200単位
生活介護 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	緊急時受入加算	緊急時に日中の支援に引き続き日をまたいで(深夜0時を超えて)夜間支援を行った場合に+100単位
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談 強化加算	相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合700単位/回

地域生活支援拠点事業

○地域生活支援推進事業所

<地域生活支援推進事業所の要件>

- ①該当する障害福祉サービスを提供する障害福祉サービス事業所であること

短期入所、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、施設入所支援、生活介護、
自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援 計画相談支援、障害児相談支援

- ②運営規程に「地域生活支援拠点等」である旨記述していること

- ③平時から連絡調整に従事する者を配置し、地域の障害者基幹相談支援センター、
自立支援連絡協議会及び日中活動サービスを始めとする障害福祉サービス事業所
等との緊密な連携を確保すること

- ④障害者基幹相談支援センター等と連携し、「緊急時の受入れ・対応」又は
「体験の機会・場」の役割を積極的に果たすこと

- ⑤本市の求めに応じ報告を行うこと

耐震補強整備補助・ブロック塀等補強改修整備補助

○本市では南海トラフを震源とする大規模な地震(南海トラフ地震)の発生が懸念されており、最大の死者数が約6,700人、最大の建物全壊・焼失棟数が約66,000棟という甚大な被害が想定されている。

○この南海トラフ地震については、国の地震調査委員会において今後30年以内に発生する確率が「80%程度」、40年以内に発生する確率が「90%程度」と予測されるなど、一段と大規模地震発生の切迫度が増している。

○令和6年の能登半島地震を始め、令和7年の青森県東方沖地震など、日本各地で毎年のように地震が発生しており、特に令和6年8月8日の日向灘で発生した地震では「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、本市でも地震への備えが求められた。

○障害福祉サービス事業所等においても、建物やブロック塀の倒壊が懸念され、利用者及び職員の生命・安全を守る必要がある。

○本市では、障害福祉サービス事業所が行う耐震補強整備やブロック塀等の補強・改修整備に係る経費に対し補助を行っているので、障害者支援課施設事業担当(TEL972-2560)まで、まずご相談ください。

耐震補強整備補助

○対象

- ・新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物のうち、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていない建物
- ・障害者支援施設、グループホーム、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、自立訓練、福祉ホーム、地域活動支援事業所

○補助金額

- ・耐震補強整備に係る経費の3/4

○注意事項

- ・賃貸物件については、家主の許可が必要となります。



ブロック塀等補強改修整備補助

○対象

- ・安全点検の結果、問題のあるブロック塀等の補強・改修整備を行うもの
- ・障害者支援施設は総事業費1,000千円以上、その他は総事業費300千円以上の整備に限る
- ・障害者支援施設、グループホーム、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、自立訓練、福祉ホーム、地域活動支援事業所

○補助金額

- ・ブロック塀等補強改修整備に係る経費の3/4

○注意事項

- ・賃貸物件については、家主の許可が必要となります。



ご不明な点等ありましたら
お問い合わせ下さい。

健康福祉局障害者支援課（施設事業担当）

TEL：052-972-2560

FAX：052-972-4149